

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 保税地域</p> <p>第2節 指定保税地域</p> <p>(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)</p> <p>40—1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 同条第2項にいう「その他これらに類する行為」とは、<u>例えば、次に掲げる場合をいう。</u></p> <p>イ <u>輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。</u>なお、法第69条の2第1項第3号に該当する物品について、商標をまつ消すための行為を含む。</p> <p>ロ <u>注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を特定の者に対して閲覧に供すること。</u></p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第2節 指定保税地域</p> <p>(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)</p> <p>40—1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 同条第2項にいう「その他これらに類する行為」とは、<u>輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること等をいう。</u>なお、法第69条の2第1項第3号《<u>輸出してはならない貨物</u>》に該当する物品について、商標をまつ消すための行為を含む。</p>
<p>第3節 保税蔵置場</p> <p><u>(注文の取集め等のための特定の者に対する蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)</u></p> <p>42—17 <u>注文の取集め等のための特定の者に対する蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>特定の者に対して閲覧に供する蔵置貨物は、個別に識別及び管理されるものとし、法第43条の3第1項に規定する税関長の承認を受け、前記40—1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けたものとする。当該許可を申請する者が注文の取集め等を行う者と異なる場合には、注文の取集め等を行う者の住所及び氏名又は名称を併せて記載することとする。</u></p> <p>(2) <u>特定の者とは、閲覧所入口で氏名、住所、入退場日時を入場者名簿に記</u></p>	<p>第3節 保税蔵置場</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>載された者とする。</u></p> <p>(3) <u>外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようにする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう指導する。</u></p> <p>(4) <u>上記(3)に係る事務処理手続は、当該貨物の購入の申込み年月日、品名、購入金額、購入者の氏名及び住所を記載した実績一覧表を作成させ、上記(2)の入場者名簿とともに保存させるものとする。入場者名簿及び実績一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。なお、税関が必要と認めた場合には、入場者名簿及び実績一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</u></p> <p>（「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示）</p> <p>43の2—2 法第43条の2第2項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合</p> <p>(2) 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合</p> <p>(3) 太平洋横断ケーブル用の物品を修繕用に蔵置する場合</p> <p>(4) 国際的な商品取引所（例えば、ロンドン金属取引所等）において取り引きするために蔵置する場合</p> <p>(5) <u>国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管を行うために蔵置する場合</u></p> <p>(6) ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合</p> <p>(7) <u>積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており、具体的な搬出予定がある場合</u></p> <p>(8) <u>前記42-15及び42-16に規定する保税販売のため引き続き蔵置する場合</u></p> <p>(9) <u>市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合</u></p>	<p>（「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示）</p> <p>43の2—2 法第43条の2第2項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合</p> <p>(2) 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合</p> <p>(3) 太平洋横断ケーブル用の物品を修繕用に蔵置する場合</p> <p>(4) 国際的な商品取引所（例えば、ロンドン金属取引所等）において取り引きするために蔵置する場合</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合</p> <p>(6) <u>積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており、具体的な搬出予定がある場合</u></p> <p>(7) <u>前記42-15及び42-16に規定する保税販売のため引き続き蔵置する場合</u></p> <p>(8) <u>市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5節 保税展示場</p> <p>(法第62条の2の規定に関する用語の意義)</p> <p>62の2—1 法第62条の2の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 令第51条の2に規定する「博覧会等」とは、一定の会期を有する博覧会、見本市その他これらに類するもので物品の展示を目的とするものをいい、展示会、物産展等その名称のいかんを問わず、また参加国（主催者）が1国であるかどうかを問わないものとする。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>第5節 保税展示場</p> <p>(法第62条の2の規定に関する用語の意義)</p> <p>62の2—1 法第62条の2の規定に関する用語の意義については、次による。</p> <p>(1) 令第51条の2 <u>『博覧会等の指定』</u>に規定する「博覧会等」とは、一定の会期を有する博覧会、見本市その他これらに類するもので物品の展示を目的とするものをいい、展示会、物産展等その名称のいかんを問わず、また参加国（主催者）が1国であるかどうかを問わないものとする。<u>ただし、当該展示物品の販売を主たる目的とするものを含まない。</u></p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>第6節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15—2 前記62の15—1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42—3から42—6まで、42—14、42—15、42—16、<u>42—17</u>、43—2、43の2—1、43の3—1から43の3—4まで、43の3—7及び43の4—1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、<u>42—17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40—1(7)に該当する行為として税関長の許可を受けたものとする。」とあるのは「前記62の11—1に規定する届出を行ったものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43—2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3—2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第7項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3—4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第6節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15—2 前記62の15—1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42—3から42—6まで、42—14、42—15、42—16、43—2、43の2—1、43の3—1から43の3—4まで、43の3—7及び43の4—1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43—2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3—2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第7項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3—4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第51条の12第7項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)～(3)（省略）</p>	<p>(2)～(3)（同左）</p>